

別紙

1 はじめに

家庭裁判所で扱っている事件の中には、離婚事件や、遺産分割など対立当事者がいる事件もあれば、相続放棄、氏や名前の変更の申立てなど対立当事者が存在しない事件もある。

そして、対立当事者がいない事件の中で、昨今、裁判所がたいへん苦勞しているのが成年後見の事件である。

今日は、成年後見とはどんな制度なのか、裁判所がどのような点に苦勞しているかを説明したい。

2 成年後見制度とは

人は、社会生活を送るなかで、普段あまり意識しないが、たくさんの契約を締結している。コンビニで物を買うのも、自動販売機でジュースを買うのも、会社で働いて給料を受け取るのも、あまり意識はしないものの、全て契約である。成人に達した人は、民法上、そのような取引を自らの判断で行うことができるものとみなされている。逆に言えば、成人に達した人は、収入や財産に見合った物品やサービスを計画的に購入して、自己の責任において日々の生活を送っていかなければならない。

ところが、たとえば痴呆症になったり、精神病にかかったり、事故にあつて脳に障害を負ったりした人のなかには、合理的な判断ができなくなり、収入・財産に見合わない高額又は大量の商品やサービスを購入してしまったり、詐欺的商法に引っかかったりする人たちがいる。このような人たちは、自己の責任において取引を行うことができない。それにもかかわらず、成人に達した以上、取引の結果、財産を失ってしまっても自己責任であると切り捨てることはできない。また、医療や介護の福祉サービスの世界においては、昨今、行政上の措置として福祉サービスを提供するのではなく、介護保険などを通じて本人が自ら契約に基づいて福祉サービスを受けるべきだといわれている（「措置から契

約へ」)。ところが、精神に障害がある人の場合、自ら契約を締結することができないために、福祉サービスを受けることができなくなってしまう。とりわけ、高齢化社会の進展に伴って増大する老人性痴呆症の人たちが十分な福祉サービスを受けられなくなるのは問題である。

そこで、法律は、精神の障害によって物事を理解したり判断したりできない人を保護するために、成年後見という制度を設けて、そのような人が行った取引については取り消した上で払った代金などを取り返せるようにした。他方で、取引の相手方にとっては、有効と思っていた取引が後から取り消されて金を返せと言われたのでは安心して取引をすることができない。そこで、精神に障害のある人については、裁判所が後見人を選任し、後見人が、本人に代わって財産を管理し、必要な取引を本人の代わりに行うことができるものとした。これが成年後見制度である。

以上の意味で、成年後見制度は、精神に障害のある人たちを、主に財産や取引の場面において保護する制度とすることができる。

この制度は平成11年に成立し、翌12年4月から実施されている。

3 成年後見の申立てと、後見人の選任

それでは、成年後見がどのようにして開始され、裁判所がどのようにこれに関わっているかをみていく。

成年後見は、法律上、申立制度によっている。したがって、行政や裁判所が精神に障害のある人を探してきて後見人を選任するわけではない。本人の近親者や場合によっては本人自身が、後見状態にあるので後見人を選任してほしいと申し立ててきた場合に手続が開始される。

申立ての動機はさまざまである。本人を施設に入れたいのだが、後見状態のようなので、後見人を選任してくれないと施設入居契約を締結できないと施設の人から言われたので申し立てたというようなケースもあれば、本人の息子が、本人の財産を担保に金を借りたいが、銀行から「後見人を選任しないと金は貸

せない」と言われたので申し立てたというような場合もある。成年後見制度はあくまで本人のための制度なので、後者のような理由の申立ての場合には、慎重に手続を進める必要がある。

ただ、いかなる動機に基づく申立てであれ、本人が後見状態にあると認められれば、適切な後見人を選任して本人を保護する必要があるので、裁判所としては、まず、本人が本当に後見状態にあるかどうかを慎重に判断している。後見状態にある（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある）ことが微妙なケースについては、精神科医が本人に面接した上で作成した鑑定書によって判断している。

そして、本人が後見状態にあると認められた場合には、後見人を選任しなければならない。申立人その他の親族が、本人の面倒をみるのに適している場合には、その親族を後見人を選任するが、親族が本人の財産を自由に処分することを狙って後見人になろうとしている疑いがある場合には、そのような人物を後見人を選任するわけにはいかないのので、弁護士や司法書士、社会福祉士といった立場の専門職の中から後見人を選任している。松山家裁においては、幸い、いまのところ、司法書士や社会福祉士の方々が成年後見制度に協力してくれているので、専門職を後見人を選任することができているが、今後も高齢化社会の進展に伴って成年後見事件が増え続けるであろうことを考えると、親族には任せられないケースに適切な専門職を後見人として選任し続けることができるか、不安がある。

4 事件の増加傾向

事件の増加傾向については、平成12年の法施行後、年々増加し続け、現在は当初の2倍に近い申立てがある。今後も当分は増え続けるのではないかと考えている。普通の裁判所の事件は、判決や和解で事件が解決すれば一件落着だが、成年後見の場合、本人が亡くなるまでずっと事件が終了しないので記録も増え続けることになり、その管理だけでもたいへんである。

5 後見監督

そして、単に記録を保管するだけでなく、裁判所は、後見人がちゃんと成年後見人としての事務を行っているかを監督し、不正な行為や任務に適さない事情が判明した場合には、後見人を解任して新たな後見人を選任しなければならない。この後見監督も裁判所の重要な任務である。

後見人の報告から後見人の不正が発覚し、後見人を解任するとともに、新たな後見人に民事訴訟を提起させて横領した金の返還を求めたというケースもある。

そのような後見監督が本人が死亡するまでずっと続くということも通常の事件と異なる点である。

6 おわりに

以上のとおり、裁判所は、増加する一方の成年後見事件に適切に対処するように努めている。

問題は、親族ではない後見人をいかにして確保するかである。司法書士や社会福祉士などの専門職の方々にも協力をお願いしているが、専門職だけでは対処できなくなる日がやがて訪れるかもしれない。

市民後見人のボランティアが育っている地域もあると聞いている。将来、この愛媛県や松山市においてもそのような動きがあったときに、各界に影響力のある委員の皆さんの御協力が得られれば、裁判所としてはたいへんありがたいことだと思う。